

教員組織（短期大学部）

学科等	専任教員数 *注1・2										助手	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 あたりの 在籍学生数	兼任 教員数 *注3	備 考	
	教授		准教授		講師		助教		計(A)							
	特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)							うち 教授数
食物栄養学科	4	0	1	0	2	0	0	0	7	0	8	4	2	25.1	26	
食物栄養学科 計	4	0	1	0	2	0	0	0	7	0	8	4	2		(26)	
キャリア開発学科	2	0	4	0	2	0	0	0	8	0	2	6	2	37.1	29	
キャリア開発学科 計	2	0	4	0	2	0	0	0	8	0	2	6	2		(29)	
幼児保育学科	4	0	7	0	4	0	2	0	17	0	2	11	4	23.6	51	
幼児保育学科 計	4	0	7	0	4	0	2	0	17	0	2	11	4		(51)	
短期大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	5	2	/	/	
合 計	10	0	12	0	8	0	2	0	32	0	12	26	10	/	106	

[注] 1 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も、専任教員数に算入する。ただし、短期大学設置基準第21条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めない。

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含める。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者（専任者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含める。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に含める。

3 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設大学からの兼務者も含む）を記入。